

「ないすらいふプラン」 追補

令和8年4月1日

「ないすらいふプラン」記載内容のうち、令和7年4月から雇用保険制度の見直し、令和7年8月から雇用保険の基本手当日額上下限の変更、令和8年4月から年金額の変更等が行われましたので、概略をお知らせいたします。

第2章 私たちの年金（該当：本書 P12～P35）

令和8年度年金額の改定

令和8年度年金額改定の指標となる令和7年平均の物価変動率は3.2%、名目手取り賃金変動率は2.1%となりました。名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、年金額は名目手取り賃金変動率で改定されます。

ただし、令和8年度のマクロ経済スライドによる年金額の調整（国民年金は▲0.2%、厚生年金（報酬比例部分）は▲0.1%）が行われたため、国民年金は1.9%、厚生年金（報酬比例部分）は2.0%の引上げとなりました。

P13 定額単価

令和8年度価格（新規裁定者の場合）：1,766円（令和7年度：1,734円）

※平成16年度価格の定額単価に乗ずる令和8年度の改定率（新規裁定者の場合）：1.085（令和7年度：1.065）

P14 加給年金（令和8年度価格）

項 目	支給額
配偶者	243,800円
子（第1子・第2子1人につき）	243,800円
子（第3子以降1人につき）	81,300円
配偶者の特別加算額	
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	36,000円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	71,940円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	108,000円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	143,900円
昭和18年4月2日以降	179,900円

P15 在職老齢年金

令和8年度支給停止調整額：650,000円（令和7年度：510,000円）

P17 老齢基礎年金

令和8年度価格（満額・新規裁定者の場合）：847,300円（令和7年度：831,700円）

P25 振替加算額（令和 8 年度価格）（昭和 13 年 4 月 1 日以前生まれの分は省略）

生年月日	加算額	生年月日	加算額
昭和 13 年 4 月 2 日～昭和 14 年 4 月 1 日生まれ	165,308 円	昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日生まれ	87,516 円
昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日生まれ	158,744 円	昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日生まれ	80,952 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日生まれ	152,424 円	昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日生まれ	74,632 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日生まれ	145,860 円	昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日生まれ	68,068 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日生まれ	139,296 円	昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生まれ	61,504 円
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれ	132,976 円	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日生まれ	55,184 円
昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日生まれ	126,412 円	昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれ	48,760 円
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日生まれ	119,848 円	昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日生まれ	42,177 円
昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日生まれ	113,528 円	昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれ	35,839 円
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生まれ	106,964 円	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日生まれ	29,256 円
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生まれ	100,400 円	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ	22,673 円
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日生まれ	94,080 円	昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日生まれ	16,335 円

P28 特別障害給付金（令和 8 年度価格）

障害等級	支給額
1 級	月額 58,650 円（2 級の額×100 分の 125）
2 級	月額 46,920 円

P29 障害基礎年金（令和 8 年度価格・新規裁定者の場合）

1 級障害		1,059,125 円	2 級障害		847,300 円
子の 加 算	第 1 子	243,800 円	子の 加 算	第 1 子	243,800 円
	第 2 子	243,800 円		第 2 子	243,800 円
	第 3 子以降／人	81,300 円		第 3 子以降／人	81,300 円

P29 障害厚生年金（令和 8 年度価格・新規裁定者の場合）

項 目	支給額
3 級障害の障害厚生年金の最低保障額	635,500 円
1・2 級障害の配偶者加給年金額	243,800 円
障害手当金の最低保障額	1,271,000 円

P30 遺族基礎年金（令和 8 年度価格・新規裁定者の場合）（円）

子の数	子のある配偶者に支給される 年金額			子のみの場合に支給される 年金額		
	基礎 年金額	加算額	支給額	基礎 年金額	加算額	支給額
1 人	847,300	243,800	1,091,100	847,300	—	847,300
2 人	847,300	487,600	1,334,900	847,300	243,800	1,091,100
3 人	847,300	568,900	1,416,200	847,300	325,100	1,172,400

※3 人目以降は、1 人増えるごとに 81,300 円加算されます。

第3章 雇用保険（該当：本書 P36～P41）

P36 自己都合退職の待期期間

下の（注）の自己都合退職の待期期間が、退職日が令和7年4月1日以降である場合は、原則2カ月→原則1カ月に変更になりました（3カ月はそのまま）。

P37 賃金日額上下限額・基本手当日額上下限額（令和7年8月1日から適用）

年齢区分	賃金日額上限額	賃金日額下限額	基本手当日額上限額	基本手当日額下限額
45歳以上 60歳未満	17,740円	3,014円	8,870円	2,411円
60歳以上 65歳未満	16,940円		7,623円	

P37 就業手当

下のコラムにある就業手当が令和7年4月1日で廃止されました。ただし、3月31日までに支給要件を満たしている人には支給されます。

P38 高年齢雇用継続基本給付金の支給額（令和7年4月1日以降に60歳に達する人）

- ・60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の64%以下
→各月の賃金の10%相当額
- ・60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の64%超75%未満
→低下率に応じて各月の賃金の10%相当額未満の額

P38 高年齢雇用継続基本給付金（令和7年8月1日から適用）

支給限度額：386,922円

P38 高年齢求職者給付金の計算基礎になる基本手当日額上限（令和7年8月1日から適用）

基本手当日額上限：7,255円

P39 高年齢雇用継続給付を受けている場合の年金支給停止額

（令和7年4月1日以降に60歳に達した人、再就職した人）

支給停止額：標準報酬月額4%相当額を限度

P40 基本手当受給中に、内職等で収入を得た場合の減額の計算基礎になる収入（令和7年8月1日から適用）

収入：1日分の収入－1,391円